



小学校給食の無償化が3月まで 中学校は制度化で無償化継続

給食費負担軽減に市が努力

寝屋川市は、中学校給食の無償化制度を昨年10月から実施、小学校給食は物価高騰支援として国の交付金を活用して3月まで実施しています。

この無償化では、小学校は月額1人3700円の給食費に市食材支援400円を加え、中学校は月額4300円の給食費に市食材支援を加えて提供してきました。

24年度については、食材価格の上昇が続く中、現状の給食費では給食運営に支障が生じかねないこと、今後の

小学校給食の無償化について経常的な財源の確保が必要であること、などから、24年4月から給食費を改定するものです。

同時に、市補助金を引き上げて保護者負担額を現行とほぼ同額に

東京都は半額補助スタート

東京都は、小中学校の給食費について、保護者の負担軽減に取り組む区市町村を支援するため、来年度から、最大で半額を補助する方針を決めました。

具体的には、都内区市町村が支援を行う場合、半分を都が負担し、最大で給食費の半額を補助するため、新年度予算案に239億円を盛り込むことになりました。

中学年で同額、高学年では100円引き上げになります。かつてない物価高騰の下で、現行無償化が続いた中での徴収であり、一刻も早い小学校給食の無償化が求められます。

※ () 内は8月の額

	現行	改定後	市補助額	保護者負担額
小学校(低学年)	3,700円/月 (1,200円/月)	4,200円/月 (1,400円/月)	600円/月 (250円/月)	3,600円/月 (1,150円/月)
小学校(中学年)		4,300円/月 (1,450円/月)	600円/月 (250円/月)	3,700円/月 (1,200円/月)
小学校(高学年)		4,400円/月 (1,500円/月)	600円/月 (250円/月)	3,800円/月 (1,250円/月)

※ 小学1年生の4月学校給食費は2,000円、保護者負担額は1,700円となります。

	現行	改定後	市補助額	保護者負担額
中学校	4,300円/月 (1,400円/月)	4,800円/月 (1,600円/月)	4,800円/月 (1,600円/月)	0円/月 (0円/月)

※ 中学3年生の3月学校給食費は1,600円、保護者負担額は0円となります。

府営住宅の募集

募集期間 2月1日(木)~
2月15日(木)

抽選日 3月12日(火)

特別支援学校など都立学校の給食費については、都として無償化するものです。本来、学校給食は義務教育の一環であり、無償化するべきであること、また、物価高騰が続く中で、市町村の負担では難しいことから国の制度化が緊急に求められます。また、大阪府においては、東京都を見習い府内市町村を応援すべきです。引き続き要望していきます。



発行
日本共産党
寝屋川市委員会
072-823-0058
FAX: 823-4336
No. 3473

寝屋川市議員

中林かずえ
宝町4-33
090-3944-8385

寝屋川市議員

松尾信次
下木田町12-6
090-3056-9924

寝屋川市議員

西田まさみ
石津中町30-3
090-9713-3588

前寝屋川市議員

太田とおる
高柳2-49-2
080-3818-9722

基礎控除額表 (月額)

収入金額別区分		1人目	2人目以降
円	円	円	円
0	15,000	0 ~ 15,000	0 ~ 15,000
15,001	15,199	15,001 ~ 15,199	15,000
15,200	18,999	15,200	15,000
19,000	22,999	15,600	15,000
23,000	26,999	16,000	15,000
27,000	30,999	16,400	15,000
31,000	34,999	16,800	15,000

市ホームページに掲載 生活保護の勤労基礎控除額表

包括支援センター専門職確保 欠員対応策の第1弾

市内の中学校区に1か所設置されている地域包括支援センターの職員が欠員が続いており、12月市議会でも欠員解消のための対策の

専門職員の配置基準の見直しで

〇職員配置

変更後		現行	
ア 保健師	1人	ア 保健師	1人
イ 社会福祉士	1人	イ 社会福祉士	2人
ウ 主任ケアマネジャー	1人	ウ 主任ケアマネジャー	1人
エ ア~ウのいずれかの職種	1人		
計	4人	計	4人

12月議会の一般質問で取り上げた生活保護の勤労控除額表が市ホームページに掲載されました。質問の内容は以下の通りです。

◆ ◆

生活保護を利用してDさん、月8000円ほどのアルバイトでも、保護費が減額されることを勘違いして、アルバイトを断念しました。

◆ ◆

このように、生活保護を利用すると「働けない」「働いたら保護費から引かれる」などの誤解があります。勤労控除は働いて得た収入のうち一定の額

が保護費に加算される制度です。

★(質問) 勤労控除についての正しい理解と周知のため、生活保護のしおりに項目を上げて記載すること、またホームページへの掲載を求めます。

●(答弁) 勤労控除につきましては、生活保護のしおり等において、働いて得た収入の一部が生活保護費の減額対象にならない旨を、図表を用いて説明しており、引き続き、生活保護を必要とされる方が必要な情報を得られるよう継続した見直しを進めてまいります。

具体化を求めてきましたが、12月議会時点においても、12か所中5か所で欠員が生じており、中には、23年度1年間を通して社会福祉士が欠員の包括支援センターもあり、何らかの対策を求めたところですが、このほど、第一弾の欠員解消対策が公表されました。

内容は、4人配置の専門職のうち、社会福祉士を2人と定めていましたが、4人目については、保健師でも主任ケアマネジャーで

良いということになります。これによって、確保が難しく、欠員の多かった社会福祉士はひとりでも良いことになり、4人の専門職確保が可能になることを期待します。



議員日誌



中林かずえ

12月に左足小指を痛めてしまい、皆さんにご迷惑をおかけしています。

実は、9月議会で取り上げた「木屋元町公園の簡易トイレの修繕」が完成したことから写真を撮りに行きました。

この簡易トイレはかなり前に設置され、使えない状態で、何年も前から普通のトイレを設置してほしいと自治会から要望があったものです。

普通トイレ設置の条件であった未整備部分の整備が、公園整備の見直しで整備計画から外れました。今後の公園整備の

在り方については、それぞれの公園に特色を持たせることや、洋式トイレ、水遊び場などの設置基準を決めるとされていますが、まだ具体的な内容が公表されていません。

ということ、トイレの方ばかり見ていて、地面の傾きに気が付かず、足を捻ってしまいました。

捻挫と聞いていたのが3日後に骨折だとわかりショックでしたが、左足の親指や小指の弱点を克服できるように頑張ります。

早く治してお役に立てるようにします。

